

農林水産省木材利用拡大行動計画

〔平成15年8月〕
農林水産省

1 趣旨

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な自然素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも資するものである。また、地域の森林で生産された木材を地域の住宅や公共施設等に幅広く利用することは、地域の森林の適切な整備に資するだけでなく、地域の活性化につながるものである。

このため、農林水産省では、平成8年に省内の関係部局からなる「農林水産省木材利用推進連絡会議」を設置し、各種事業における木材の利用状況等に関する情報交換や木材の利用推進に向けた連絡調整を行ってきた。

これらの取組の結果、治山・林道事業における間伐材等の木材の利用や農林水産省本省における木製事務機の導入において、着実にその実績を上げてきた。

しかしながら、平成13年の我が国の木材需要量は、新設木造住宅着工戸数が落ち込む中で、約9千万m³と、昭和58年以来の低水準となった。今後の木材の需要を確保していくに当たっては、公共部門において木材利用の拡大を図り、民間部門の先導役としての役割を果たしていくことが重要である。

また、農林水産省は、平成14年12月26日に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」において、健全な森林の整備等とともに、木材及び木質バイオマス利用の推進を重要な柱の一つとして位置付けた。

これらを踏まえ、「先づ隗より始めよ」という諺にもあるように、農林水産省及び関係機関を挙げて自ら木材利用の拡大に取り組むこととし、そのための行動計画を定める。

なお、本行動計画の実施に当たっては、公共工事等のコスト縮減に取り組む必要性にも十分留意する。

2 取組の対象、取組方針及び取組期間

(1) 取組の対象

木材利用拡大に取り組む対象は、

農林水産省関係公共土木工事における柵工・土留工等の施設、農林水産省関係補助事業における建築物等の施設並びに農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設（以下「対象施設」という。）

農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品（以下「対象物品」という。）とする。

なお、農林水産省関係公共土木工事については、独立行政法人（今後独立行政法人化する機関を含む。以下同じ。）に対する農林水産省の補助事業に係るものを含む。また、農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設については、独立行政法人が農林水産省の補助事業で整備するものを含む。

(2) 取組方針

以下の方針に基づき木材利用の拡大に取り組む。

農林水産省関係公共土木工事については、間伐材等木材を利用した工事を積極的に推進（以下「グリーン公共事業の推進」という。）

農林水産省関係補助事業における対象施設については、木造化、内装の木質化を積極的に推進。

農林水産省及び関係機関の対象施設については、木造化、内装の木質化を積極的に推進。

対象物品の購入に当たっては、木製品の導入を積極的に推進。

(3) 取組期間

本行動計画においては、地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を踏まえ、当面、第1ステップとして平成15年度、16年度を対象として集中的な取組を行う。

その後の第2ステップ、第3ステップについては、第1ステップの成果を検証した上で必要な取組を行う。

3 木材利用拡大の目標

対象施設及び対象物品のうち、重点的に利用を拡大する施設及び物品（以下「重点施設」及び「重点物品」という。）を以下のとおり定め、これらについては、関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、「原則木造・木質化・木製品」との考えの下に、以下のとおり木材利用拡大に係る目標を定める。また、その他の対象施設及び対象物品についても木材を積極的に利用する。この場合、木材の利用計画に係る情報について、関係機関・関係団体等にできる限り早期に提供するように努める。

なお、目標は特段の記載のない限り、平成16年度までに達成すべきものとする。

(1) 公共土木工事における目標

公共土木工事においては、「グリーン公共事業の推進」という取組方針の下に、木材の使用を増加する。具体的な目標は以下のとおりとする。

部局	事業名	重点施設の種類の種類	目標
農村振興局	農業農村整備事業 海岸環境整備事業	柵工	木製の割合100%
生産局	農業農村整備事業 のうち畜産公共事業		
林野庁	森林整備事業 治山事業		
水産庁	水産基盤整備事業 海岸環境整備事業		
林野庁	森林整備事業 治山事業	土留工 筋工 伏工等	事業における木材の使用量を現状の2倍程度

(注1) 木材の使用量の単位は、工事費1億円当たりの量(m³)である。

(注2) 柵工は、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

(2) 補助事業対象施設における目標

補助事業の重点施設においては、木造化を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

部局	事業名	重点施設の種類	目標
経営局	経営構造対策事業 アグリ・チャレンジャー支援事業 販路開拓緊急対策事業	農林漁業体験施設 産地形成促進施設 地域食材供給施設 総合交流拠点施設	木造率100%
農村振興局	新山村振興等農林漁業特別対策事業	農林水産物直売・食材供給施設 木材利活用促進施設 地域資源活用起業化施設 地域資源活用総合交流促進施設 体験農園施設のうち宿泊施設 子供等自然環境知識習得施設	
生産局	畜産経営活性化事業	家畜飼養管理施設 (概ね500m ² 以下の施設)	
林野庁	林業・木材産業構造改革事業	木材処理加工施設 地域産物加工販売施設 林産物展示販売施設 教養文化施設 山村体験交流施設 特用林産物加工流通施設 森林バイオマス再利用促進施設 需要拡大促進施設 林業総合センター等	
水産庁	漁業経営構造改善事業	漁業用作業保管施設	
	漁港漁村活性化対策事業、新漁村コミュニティ基盤整備事業	休憩施設	

(3) 農林水産省及び関係機関の対象施設及び対象物品における目標

農林水産省及び関係機関の対象施設及び対象物品においては、木造化、内装の木質化、木製品の使用を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

庁舎の営繕等における木造化、内装木質化の目標

組織	重点施設の種類	目標
農林水産省本省	庁舎	内装の木質化を推進する。 (・ 林野庁廊下の腰壁を木質化 ・ 林野庁事務室・会議室の出入口 ドアを原則木質化)
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	庁舎 宿舍 研修施設 倉庫	内装の木質化を推進する。 (・ 近畿農政局の腰壁を木質化 ・ 森林技術総合研修所の玄関及び 廊下の腰壁を木質化) 施設の新改築に当たっては、木造化を 推進する。 (・ 栽培漁業センター宮古事業場の 飼育池上屋 ・ 網走南部森林管理署 ・ 後志森林管理署 ・ 安芸森林管理署 ・ 熊本南部森林管理署 等を木造化)
独立行政法人 農林水産消費技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 肥飼料検査所 農薬検査所 農業者大学校 林木育種センター さけ・ます資源管理センター 水産大学校 農業技術研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所	庁舎 校舎 倉庫 研修施設	内装の木質化を推進する。 (・ 森林総合研究所九州支所の玄関 を木質化) 施設の新改築に当たっては、木造化を 推進する。 (・ 林木育種センター関西育種場の 庁舎を木造化)

農業工学研究所 食品総合研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター		
--	--	--

(注)[]内は実施中及び実施予定のものである。

木製品の導入の目標

組織	重点物品の種類	目標
農林水産省本省	事務机 会議机	課長・室長以上の事務机は原則として木製とする。 来客者の多い部屋をはじめ、その他の事務机・会議机も木製とするように努める。
	文具類	業務用茶封筒については、原則として間伐材封筒とする。 その他の文具類についても、間伐材を使用した製品がある場合は、原則としてその使用に努める。
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方出先機関 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	事務机 会議机 教室の机	木製とするように努める。
	文具類	業務用茶封筒については、原則として間伐材封筒とする。 その他の文具類についても、間伐材を使用した製品がある場合は、原則としてその使用に努める。

4 モデル的な取組

木材の新たな分野における利用を拡大するため、モデル的な取組を推進する。具体的な取組は以下のとおりとする。

部局	事業名	モデル的な取組	備考
大臣官房		本省内廊下の腰壁の木質化工事を行う。 林野庁事務室・会議室の出入口ドアを原則木質化する。	平成15年度に林野庁において実施予定である。
経営局	経営構造対策事業	重点施設においては、構造上の制約等から、やむを得ず非木造施設とした場合でも、壁面・フローリング等の内装に木材を使用する。	
林野庁	森林整備事業	コンクリートよう壁の施工にあたり、間伐材を利用した木製型枠(残置式)を利用する。	
水産庁	水産基盤整備事業	間伐材を耐久性のある鋼製やコンクリート製の魚礁と組み合わせて利用する。	集魚効果や耐久性についての追跡調査を実施する。

5 木材の安定供給のための取組

木材利用拡大に必要となる木材を安定的に供給するため、以下の取組を行う。

項目	具体的取組
需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備	大口の需要者への円滑な地域材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等の安定供給を促進する。
	木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。
木材利用に係る技術開発	木材の多方面での利用を可能とするため、防耐火性能の高い木材の開発、木製の道路施設（例：木製ガードレールや遮音壁）に用いる資材の性能確保等のための技術開発を促進する。
木造化等に関する情報の提供	全国各地の木製土木施設及び木製土木資材（型枠用針葉樹合板、木製標識等）に関する情報を収集し、的確に提供する。
木材利用拡大に関する具体的な説明の実施	関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。
	森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用拡大に関する具体的な説明を行う。
	森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用拡大に関する具体的な説明を行う。

6 実施に当たって留意すべき事項

(1) 公共工事等のコスト縮減

木材利用の推進の観点のもとより、公共工事等のコスト縮減に取り組む必要性にも十分留意する。

(2) 環境への配慮

「国による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、間伐材等の木材を使用した物品の調達、公共工事における小径丸太材(間伐材)やバーク堆肥(木質土壌改良資材)の利用、現地での伐採材を活用した法面緑化工法の選択等に努めなければならないとされており、これらが更に促進されるよう配慮する。

また、併せて本行動計画に基づく木材の利用が「持続可能な森林経営」の推進に資するよう配慮する。

7 成果の検証、報告及び公表

本行動計画に基づく取組の成果について、各年度ごとに速やかに検証を行う。また、「農林水産省木材利用推進連絡会議及び同幹事会」において、取組の成果について検討し、「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」に報告するとともに、公表する。

8 取組の普及促進

本行動計画について、「木材利用推進関係省庁連絡会議」の場等を通じて、関係省庁に対して説明し、また、都道府県及び市町村の農林水産担当部局、農林水産関係団体等にも積極的に働きかけるなど、関係省庁、地方公共団体・関係団体等との連携強化を図り、木材利用の拡大に努める。